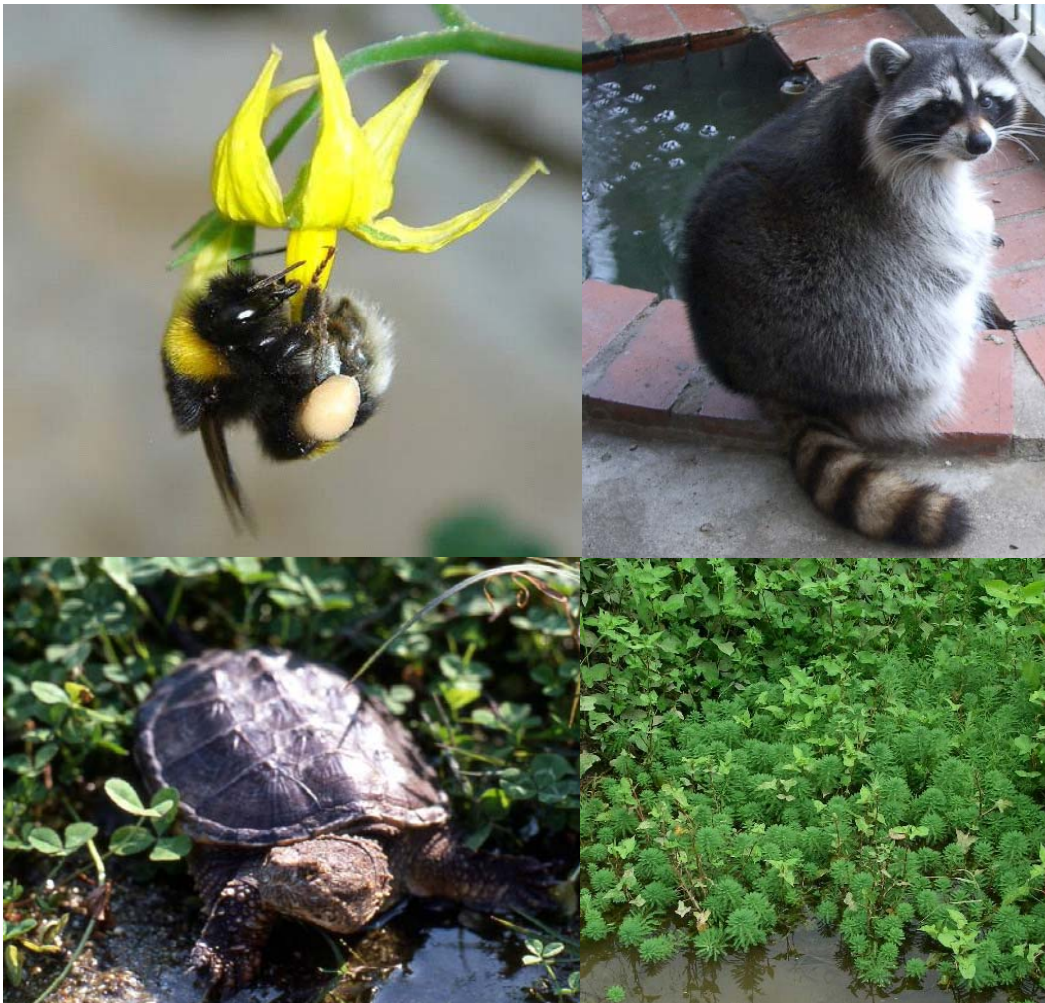


京都府外来生物対策マニュアル



はじめに

海外や国内の他地域から持ち込まれてきた外来生物は、生態系への被害、人身被害、農作物への被害が危惧されており、早期発見、早期対策がととも重要です。

京都府においても、ヌートリアやアライグマのように、農作物を食い荒らすなどの被害を起こすものや、ブラックバスやブルーギルのように、絶滅のおそれのある在来の生物を捕食、生態系への深刻な被害をもたらすもの、セアカゴケグモのように人体への被害をもたらすものなどの生息が確認されています。

このような状況の中で、府内における外来生物の生息実態及び被害状況を把握するため、「京都府外来生物専門委員会」設置して、平成17・18年度に外来生物実態調査を行いました。その結果、603種もの外来生物が府内に生息・生育していることが確認されました。

このたび、この外来生物実態調査結果を基に、「京都府外来生物専門委員会」の監修を受けて、府内に生息する主な特定外来生物の情報や対応法などを取りまとめ、特に被害が大きいアライグマとヌートリアについてはより詳細な情報を記載したマニュアルを作成しました。

このマニュアルが、多くの府民の皆さまに、府内各地に生息する外来生物の生態や影響等を知っていただき、外来生物に対応する際の参考になれば幸いです。また、市町村における外来生物法に基づく防除実施計画策定の一助となれば幸いです。

平成20年3月

目次

1	外来生物法の概要	1
1.1	外来生物とは	1
1.2	外来生物による影響	1
1.3	外来生物法	1
1.4	特定外来生物	2
1.5	外来生物に関する規制について	3
1.6	外来生物予防3原則	3
1.7	要注意外来生物	3
1.8	特定外来生物防除実施計画	3
2	府内に生息する主な特定外来生物	4
	アライグマ	4
	ヌートリア	5
	ソウシチョウ	6
	カミツキガメ	7
	ウシガエル	8
	オオクチバス	9
	カダヤシ	10
	ブルーギル	11
	アルゼンチンアリ	12
	セイヨウオオマルハナバチ	13
	セアカゴケグモ	14
	アレチウリ	15
	オオカワヂシャ	16
	オオキンケイギク	17
	オオフサモ	18
	ボタンウキクサ	19
3	重点的被害防止対策—アライグマ・ヌートリア—	20
3.1	アライグマ	21
3.2	ヌートリア	27
3.3	捕獲にあたっての留意事項	32
4	担当部署等連絡先	33
4.1	京都府担当連絡先	33
4.2	市町村連絡先	33
4.3	環境省連絡先	33

1 外来生物法の概要

1.1 外来生物とは

外来生物とは、本来はその場所に生息・生育するはずのない生き物が、人間の活動などによって外国や国内の他地域から入ってきた生き物のことをいいます。外来生物は今では私たちの生活に身近なものとなっており、日本の野外に生息する外来生物の数はわかっているだけでも約 2,000 種といわれています。これらは意図的・非意図的に関わらず国外や国内の他地域から持ち込まれ生息しています。

外来生物の中には、農作物や家畜、ペットのように、私たちの生活に欠かせないものがある一方で、地域の自然環境や生物多様性などに大きな影響を与えるものもあり、これらを侵略的な外来生物と呼んでいます。

1.2 外来生物による影響

外来生物による影響として、以下のことが知られています。

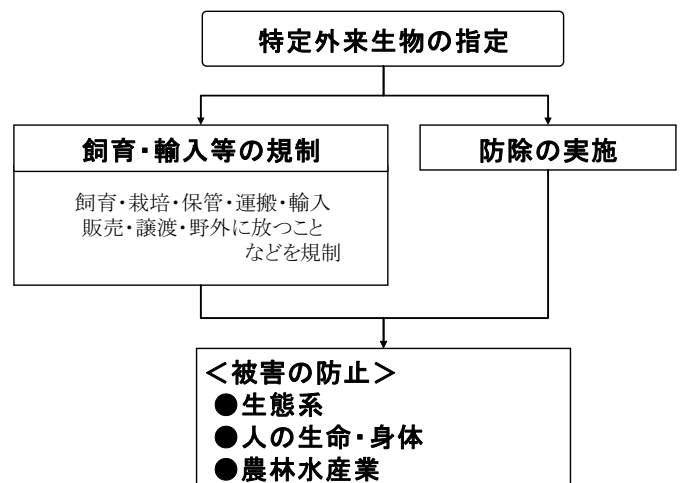
表 1.2-1 外来生物による影響

影 響	内 容
生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外来生物が在来の生き物を食べてしまうことにより、本来の生態系が乱されてしまう。 ・ 外来生物が日陰を作ってしまうことで、在来植物の生活の場を奪ってしまう。 ・ 在来生物と同じえさを食べることにより、えさを巡って競争がおこる。 ・ 近縁の在来生物と交雑して雑種を作ってしまう、在来生物の遺伝的な独自性がなくなる。
人の生命・身体への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毒をもっている外来生物にかまれたり、刺されたりする。
農林水産業への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産物を食べたり、畑を踏み荒らしたりする。

1.3 外来生物法

外来生物法とは、正式には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」といい、平成 17 年 6 月 1 日に施行されました。

特定外来生物による生態系、人の生命・身体・農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上を図ることを目的としています。



1.4 特定外来生物

特定外来生物は、もともと日本に生息・生育していなかったのに、人間活動により入ってきた外来生物の中から、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。

アライグマ、カミツキガメ、オオクチバスなど96の種・属・科が指定されています。(平成20年1月1日現在)

表 1.4-1 特定外来生物一覧（平成20年1月1日現在）

	種 名
ほ乳類	フクロギツネ、ハリネズミ属、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、ヌートリア、クリハラリス(タイワンリス)、タイリクモモンガ(エゾモモンガを除く)、トウブハイイロリス、キタリス(エゾリスを除く)、マスカラット、アライグマ、カニクイアライグマ、アメリカミンク、ジャワマングース、アキシスジカ属、シカ属(ホンシュウジカ、ケラマジカ、マゲシカ、キュウシュウジカ、ツシマジカ、ヤクシカ、エゾシカを除く)、ダマシカ属、シフゾウ、キョン
鳥類	ガビチョウ、カオジロガビチョウ、カオグロガビチョウ、ソウシチョウ
は虫類	カミツキガメ、アノリス・アングスティケプス、グリーンアノール、ナイトアノール、ガーマンアノール、ブラウンアノール、ミドリオオガシラ、イヌバオオガシラ、マングローブヘビ、ミナミオオガシラ、ボウシオオガシラ、タイワンスジオ、タイワンハブ
両生類	プレーズヒキガエル、キンイロヒキガエル、オオヒキガエル、アカボシヒキガエル、オークヒキガエル、テキサスヒキガエル、コノハヒキガエル、キューバズツキガエル(キューバアマガエル)、コキーコヤスガエル、ウシガエル、シロアゴガエル
魚類	チャネルキャットフィッシュ、ノーザンパイク、マスキーパイク、カダヤシ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、ストライプトバス、ホワイトバス、ヨーロッパアンパーチ、パイクパーチ、ケツギョ、コウライケツギョ
昆虫類	テナガコガネ属(ヤンバルテナガコガネを除く)、クモテナガコガネ属、ヒメテナガコガネ属、セイヨウオオマルハナバチ、ヒアリ、アカカミアリ、アルゼンチンアリ、コカミアリ
無脊椎	キョクトウサソリ科全般、アトラクト属、ハドロニューケ属、ロクソスケレス・レクルサ、ロクソスケレス・ラエタ、ロクソスケレス・ガウコ、ハイイロゴケグモ、セアカゴケグモ、クロゴケグモ、ジュウサンボシゴケグモ、アスタスク属、ウチダザリガニ(シグナルクレイフィッシュ)、タンカイザリガニ、ラストティークレイフィッシュ、クラクス属、モクズガニ属(モクズガニを除く)、カワヒバリガイ属、クワツガガイ、カワホトトギスガイ、ヤマヒタチオビ(オカヒタチオビ)、ニューギニアヤリガタリクウズムシ
植物	オオキンケイギク、ミズヒマワリ、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、オオカワヂシャ、ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、アレチウリ、オオフサモ(パロットフェザー)、スパルティナ・アングリカ、ボタンウキクサ(ウオーターレタス)、アゾラ・クリスタータ

1.5 外来生物に関する規制について

特定外来生物は、飼養・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つことが原則として禁止されます。これらの項目に違反した場合、最高で個人の場合3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科せられます。

ただし、学術研究などの目的で特定外来生物の飼育等をしたい方は、あらかじめ主務大臣から許可を受けることで飼育可能となります。

1.6 外来生物予防3原則

－侵略的な外来生物による被害を予防するために－

1. 入れない　－悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない
2. 捨てない　－飼っている外来生物を野外に捨てない
3. 拡げない　－野外ですでに生息・生育している外来生物は他地域に拡げない

1.7 要注意外来生物

「要注意外来生物」とは、生態系等に対する被害について指摘があり、科学的知見の集積や利用に関する実態の把握が必要な外来生物です。

要注意外来生物は、外来生物法の規制が課されるものではありませんが、生態系に悪影響を及ぼしうることから、適正な利用に向けて関係者への普及啓発が必要とされており、ミドリガメや外国産のカブトムシのようにペット等として輸入されている外来生物が約150種指定されています。

1.8 特定外来生物防除実施計画

地方自治体やNPOなどの団体が特定外来生物の防除を行う場合は、外来生物法に基づき防除の確認（地方自治体）・認定（その他の団体）を主務大臣（環境大臣など）から受けることで、計画的でスムーズな防除を実施することができます。

防除の確認申請を行う際は、防除を行う旨とその実施方法等の内容を記載した「防除実施計画」を策定する必要があり、この計画に沿って防除を実施していくことになります。

防除実施計画は、対象となる特定外来生物の種類、防除を行う区域及び期間、防除の目標、特定外来生物の捕獲方法、防除の従事者に関する事項、その他必要な事項について記載します。

現在、全国で227件（内容変更・一部変更を含む）の防除実施計画が確認を受け、28件が認定を受けています（平成20年3月現在）。

京都府内では京都市、長岡京市、亀岡市がアライグマに対する防除実施計画を策定し、確認を受けて防除に取り組んでいます。

2 府内に生息する主な特定外来生物

アライグマ ※詳細を「3 重点的被害防止対策」に記載しています。

分類：食肉目、アライグマ科
 学名：*Procyon lotor*
 英名：Raccoon
 別名：－
 原産地：北米
 侵入経緯：ペットとして国内に導入

生息確認市町村：（平成20年3月時点）

京都府内全ての市町村で確認されています。



参考写真：タヌキ

生態	森林、湿地帯、都市部などに幅広く生息しています。雑食性で小型ほ乳類、鳥類とその卵、は虫類、両生類、昆虫、野菜、穀類、果物などを食べます。夜行性で、手先が器用なため木に登ることができます。また、人家や社寺に侵入して住み着くこともあります。
特徴	頭胴長は40～70cmで、体重は4～10kgです。 (見分け方)：尾がふさふさしてしま模様があり、目の回りに黒いマスク模様があります。
被害状況	スイカ、トウモロコシ、ブドウなど農作物や果実、さらに養魚場の魚への加害など農林水産業への被害だけでなく、湿地の両生類やは虫類、鳥類の卵を食べるため、生態系への影響も大きい種です。近年はアライグマ回虫症など感染症を媒介することが知られています。人家や社寺に侵入して巣を作り、屋根裏などをふんで汚すこともあります。
防除対策	農作物は柵によって食害を防ぎ、罠で捕獲して個体数を減らす対策をします。繁殖力が高いため、分布や個体数を考慮して計画的な駆除を行うことが必要です。
注意事項	幼獣のうちは人になれますが、成獣になると気が荒くなるため、直接手で触ろうとすると危険です。

(監修者) 村上興正

ヌートリア ※詳細を「3 重点的被害防止対策」に記載しています。

分類 : 嚙歯目、ネズミ科
 学名 : *Myocastor coypus*
 英名 : Coypu、Nutria
 別名 : 海狸鼠(カイリネズミ)、沼狸(シヨウリ、ヌマタヌキ)
 原産地 : 南米
 侵入経緯 : 毛皮を取るために国内に導入

生息確認市町村 : (平成20年3月時点)

伊根町、京丹後市、宮津市、与謝野町、舞鶴市、福知山市、綾部市、京丹波町、南丹市、京都市、亀岡市、八幡市、南山城村



生態	水辺に巣穴を作り繁殖します。泳ぐことは得意ですが、地上での行動は鈍いです。夜行性ですが、昼間も行動することがあります。
特徴	頭胴長は成獣で雌雄とも50~70cm、尾長は35~50cmです。 (見分け方) : 姿は巨大なネズミです。オレンジ色の大きな前歯や、長い尾が特徴です。
被害状況	大食漢であり、イネなどの農作物を食べるため、農業被害を引きおこします。また、ドブガイなど淡水産二枚貝を多量に食害していることが報告されており、タナゴ類への影響が懸念されます。
防除対策	ニンジンなどをえさにした罠で捕獲できます。また、えさを与えると、その場所に定着し、爆発的に増えるため、えさを与えてはいけません。

(監修者) 村上興正

ソウシチョウ

分類 : スズメ目、チメドリ科
 学名 : *Leiothrix lutea*
 英名 : Red-billed Leiothrix、Pekin Robin 等
 原産地 : インド北部、中国南部、
 ベトナム北部、ミャンマー北部
 侵入経緯 : 飼い鳥として国内に導入

生息確認市町村 : (平成20年3月時点)

京丹波町、京都市、城陽市



(C)大城明夫

生態	渡りはず定定的と言われてはいますが、季節的に移動している地域もあると思われます。1m程度のササ類に営巣することが多いです。
特徴	色彩が特徴的で、姿を見れば簡単に識別できます。姿より鳴き声の方が探しやすいのですが、鳴き声で判別するためには、クロツグミなどの在来種のさえずりや、外来生物のチメドリ類(ガビチョウなど)と区別する必要があり、鳥類識別の経験が必要です。
被害状況	生態系に対する被害が懸念されます。ハワイ諸島では、本種が侵入した地域でハワイ固有の鳥類が衰退した事例があります。日本でも同様の被害発生のおそれ(ソウシチョウが殖えることで他の鳥類が減る)があります。また、本種がえさとする小動物等への影響が生じる可能性もあります。
防除対策	定着すると、駆除が困難となります。現在飼育下にある個体を野外へ放鳥しないことが必要です。
注意事項	見る角度や光条件によっては特徴的な色彩が見にくい場合もあります。

(監修者) 須川恒

カミツキガメ

分類：カメ目、カミツキガメ科
 学名：*Chelydra serpentina*
 英名：Snapping turtle
 別名：コモンスナッパー
 原産地：北米、中米、南米北西部
 侵入経緯：ペットとして国内に導入

生息確認市町村：（平成20年3月時点）

府内での生息は確認されていませんが、下記の市町村で目撃情報があります。

京丹波町、京都市、亀岡市、向日市、宇治田原町、城陽市



参考写真：ワニガメ

生態	河川、湖沼、人工的な池や水路、湿地、汽水域など多様な環境に生息します。主に魚類、両生類、小型のカメ類、甲殻類、貝類、水生昆虫や、藻類、水草、陸生植物の果実なども食べます。通常年に1回産卵し、1度の産卵数は通常20～40個です。
特徴	背甲長50cmに達する大型のカメで、成長すると在来種との区別は容易です。 (見分け方)：ワニガメに若干似ていますが、ワニガメの甲羅は発達した突起があり、側面はノコギリの歯のようになっています。
被害状況	在来の小動物を食害するため、生態系を攪乱していると推測されます。人が水中で危害を受けることはほとんどありませんが、陸上では攻撃的になるため、人に怪我をさせることがあります。普段は水中で暮らしていますが、陸上を移動している個体も発見されているため、注意が必要です。
防除対策	現在府内において定着しているという情報はありませんが、野外で発見された場合は、積極的に駆除を行います。また、現在飼育下にある個体を野外に放さないことが必要です。
注意事項	首が長いため、後ろから持ち上げないと咬まれる可能性があります。

(監修者) 松井正文

ウシガエル

分類 : カエル目、アカガエル科
 学名 : *Rana catesbeiana*
 英名 : American Bullfrog
 別名 : 食用ガエル
 原産地 : 北米・中米・カナダ南東部
 侵入経緯 : 食用・実験用として国内に導入

生息確認市町村 : (平成20年3月時点)

京丹後市、福知山市、京丹波町、南丹市、京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、久御山町、八幡市、宇治田原町、城陽市、京田辺市、和束町、南山城村、精華町



生態	池沼、用水路、河川中下流域に生息しています。動く物は何でも食べ、成長と共に大きなえさを採ります。繁殖期は5～9月上旬で、大きな卵塊を産みます。オタマジャクシで越冬することが多く、1年後に変態します。
特徴	成体は体長11～18cmと大型です。 (見分け方) : 水かきの発達がよく、背側線がありません。ブウオン、ブウオンという鳴き声の特徴的です。
被害状況	産卵数が多く、水質悪化にも強いという適応力をもつどう猛な捕食者なので、各地で在来カエル類をはじめ、水場周辺にすむ多くの在来の小動物を食害し、生態系をかく乱しています。
防除対策	現在ではとても広い範囲に分布しているため、個体数を減らすことが必要です。本種は警戒心が強く近寄るのが困難なため、夜間に釣り上げる方が網で捕獲するより容易です。なお、幼生は遊泳力が強いので、罠による捕獲が効果的です。ため池などであれば冬季に水を抜いて捕獲する方法もあります。

(監修者) 松井正文

オオクチバス

分類：スズキ目、サンフィッシュ科
 学名：*Micropterus salmoides*
 英名：Largemouth bass、Black bass
 別名：ブラックバス
 原産地：北米
 侵入経緯：食用及び釣り目的として国内に導入

生息確認市町村：（平成20年3月時点）

京都府内全ての市町村で確認されています。



成魚



幼魚

生態	池沼や河川の流の緩やかな浅瀬に生息します。魚食性ですが、食性の幅は広く、いろいろな小動物を捕まえて食べます。産卵期は5月上旬～7月上旬（水温13～15℃）、府内では6月が盛期と考えられます。オスは、水草の生えた浅い砂礫底に産卵床を作り、卵・稚仔魚を保護します。ひとつの産卵床に数100から1万個ほど産卵します。
特徴	オオクチバスはコクチバスより口が大きく、体側に横帯を持つことで区別できます。コクチバスは、上顎の後端は眼のほぼ中央下にあり、体側に薄い横帯があります。
被害状況	稚魚のころから他の魚の稚魚を捕食します。池沼など小さな閉鎖水域に侵入すると、タナゴ類やモロコ類などの在来種が絶滅することがあります。深泥池では、本種が放流された1985年以降、在来種の半数が絶滅しました。このような現象は、府内の他の池沼においても起こっていると考えられます。
防除対策	ため池などの小さな水域では水干しを行い、大きな水域では人工産卵床による繁殖阻害や、稚魚をまとめて採集すると、個体数を減らすことができます。特に繁殖期に個体を駆除すると効果的です。

（監修者） 細谷和海

カダヤシ

分類 : カダヤシ目、カダヤシ科
 学名 : *Gambusia affinis*
 英名 : Mosquitofish、Topminnow
 別名 : タップミノー、アメリカメダカ
 原産地 : 北米
 侵入経緯 : ボウフラ駆除の目的で放流するため国内に導入

生息確認市町村 : (平成20年3月時点)

京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、久御山町、八幡市、宇治田原町、城陽市、京田辺市、井手町、和束町、木津川市、南山城村、笠置町、精華町



参考写真 : メダカ

生態	池沼、農業用水など流れのない水域に生息し、河口近くの水たまりや運河など潮の影響を受ける水域で見られます。メダカよりは高水温を好み、塩分濃度が高くて汚染が進んだような水域にも生息します。雑食性でボウフラをよく食べます(種名の由来です)。産卵期は5~10月で、成熟は早く、1年に2世代が見られます。卵胎生で、メスは1腹で30~300尾の仔魚を産みます。
特徴	(見分け方) : 外観はメダカに似ていますが、しりびれがメダカより短いことで区別します。
被害状況	メダカと同様な環境条件を好むため、メダカの生息地にカダヤシが侵入すると、次第にカダヤシが優先するようになると考えられます。特に、池沼や農業用水などの小規模な閉鎖水域に侵入すると、メダカが絶滅します。深泥池では、蚊の対策として本種が放流された結果、メダカが絶滅した例があります。
防除対策	カダヤシを違法に放流しないことと、カダヤシの自然侵入を防ぐような隔離施策を進める必要があります。
注意事項	メダカとは生息域が重複することもあり、識別に留意が必要です。

(監修者) 細谷和海

ブルーギル

分類：スズキ目、サンフィッシュ科
 学名：*Lepomis macrochirus*
 英名：Bluegill
 別名：ブルーギルサンフィッシュ
 原産地：北米
 侵入経緯：食用を目的として国内に導入

生息確認市町村：（平成20年3月時点）

京都府内全ての市町村で確認されています。



参考写真：オヤニラミ

生態	池沼、河川下流域の流れの緩やかな場所で、水草が繁茂するような砂泥底の水面近くを泳ぎます。雑食性ですが、魚卵や稚魚も食べます。産卵期は6月～8月です。オスは浅い砂礫底に産卵床を作り、卵・稚仔を保護します。1回あたりの産卵数は2万～6万程度です。
特徴	(見分け方)：オオクチバスやコクチバスより体が小さく扁平で、鰓の後方に眼状暗色斑をもつことで区別できます。 在来種のオヤニラミと姿が似ていますが、オヤニラミは河川の中流域で多少とも流れがあるところに生息しており、生息場所が異なります。
被害状況	産卵期が在来魚と重なるため、ブルーギル稚魚による卵仔稚への食害、動物プランクトンえさ量等の独占などにより、在来魚の繁殖を阻害していると考えられます。池沼など小さな閉鎖水域に侵入すると、タナゴ類やモロコ類、メダカなどの在来種が絶滅することがあります。このような現象は、府内の多くの池沼で起こっていると考えられます。
防除対策	ため池などの小さな水域ではかいぼりや水干し、大きな水域では産卵床破壊による繁殖阻害、稚魚の一括採集が効果的です。特に、繁殖期に個体を駆除することが肝要です。なお、深泥池ではかご網による駆除が継続的になされています。
注意事項	在来種のオヤニラミとの識別が必要です。

(監修者) 細谷和海

アルゼンチンアリ

分類 : 膜翅目、アリ科
 学名 : *Linepithema humile*
 英名 : Argentine ant
 原産地 : 南米
 別名 : -
 侵入経緯 : 輸入木材の中に生息していたものが国内に侵入

生息確認市町村 : (平成20年3月時点)

現在のところ、京都府内での生息は確認されていません。



生態	ひとつの巣に多数の女王アリがいて産卵するため、爆発的に個体数が増えます。低温では活動が鈍りますが、5℃以上であれば働きアリは活動するので、多くの在来種のアリと異なり冬季でもアリの姿が見られます。
特徴	体長 2.5mm 程度の小さな褐色のアリで、多数の働きアリが行列をつくって行動します。 (見分け方) : 触覚が長く、同サイズの在来種に比べて早く歩きます。つぶすとホコリっぽい独特の臭気があります。肉眼での正確な識別は難しいので、捕獲して精査する必要があります。
被害状況	競争力が強く、本種が侵入すると他の節足動物が減少します。特に、在来種のアリ類はほぼ全滅状態となることが知られており、在来種のアリ類とそれと相互作用を持つ生物群に重大な影響が及ぶおそれがあります。 農業害虫としては、果物や柑橘類を加害するほか、農業害虫であるアブラムシやカイガラムシを保護します。屋内にも侵入してわずかな隙間に営巣するため、電化製品の誤動作の原因となる可能性もあります。
防除対策	アリ駆除用の殺虫剤で巣ごと退治します。巣を中心に生活しているので、巣の外で行動しているアリの駆除しても効果はありません。繁殖力が強いので、複数の巣をまとめて駆除する必要があります。現在フェロモンを使って効果的に駆除する方法が研究されています。
注意事項	針を持たず刺しません。アゴが小さいので、人の皮膚にかみついても痛みはありません。

(監修者) 吉安裕

セイヨウオオマルハナバチ

分類 : 膜翅目、ミツバチ科
 学名 : *Bombus terrestris*
 英名 : Bumblebee
 別名 : ツチマルハナバチ
 原産地 : ヨーロッパ
 侵入経緯 : 農作物の受粉を目的として導入

生息確認市町村 : (平成20年3月時点)

京都府内各地で農業用として飼育されています。



写真提供 (3枚とも) : 愛知県農業総合試験場 小出哲哉

生態	植物の花粉、蜜等を集めて幼虫を育てる社会性のハチです。春に女王バチが単独で土中に巣を作り、働きバチを育てます。農業用に飼育しているものがビニールハウスから野外に逃げ出し分布を拡げていると考えられます。
特徴	体長1~2cmと比較的大型で、丸っこい体型をしており、飛んでいると目立ちます。マルハナバチは全身が毛で被われており、ぬいぐるみのような印象を受けます。 (見分け方) : 本種は胸部と腹部に黄色い毛束が目立つハチで、腹部の後端(おしりの先)が白いの、在来種では本種のみです。
被害状況	在来のマルハナバチ類と交雑したり、在来種とえさ・営巣環境を競合したりするため、在来種を駆逐するおそれがあります。また、在来のマルハナバチ類によって受粉を行っている野生植物の健全な繁殖を損なう可能性があります。
防除対策	農業で利用しているビニールハウスの開口部にはネットを張り、野外への逃亡を防ぐことが必要です。
注意事項	おとなしい性質で、人間がさわらなければ、刺しに来ることはまずありません。

(監修者) 吉安裕

セアカゴケグモ

分類 : クモ目、ヒメグモ科
 学名 : *Latrodectus hasselti*
 英名 : Red-back spider、Red-back widow spider
 原産地 : 東南アジアからオーストラリア、ニュージーランド
 侵入経緯 : 海外からの資材等に付着して国内に侵入

生息確認市町村 : (平成20年3月時点)

京都市南区、京都市伏見区、向日市、宇治市、城陽市、京田辺市、木津川市

※今のところ生息場所は人工的環境に限られています。



メス成体



メス成体と卵のう

メス幼体



オス成体

生態	乾燥や高温によく耐え、さまざまな人工的環境に生息します。各種建築物の外壁、フェンス、街灯の支柱、野外のベンチ等に、糸を不規則に張り巡らした巣網をつくり、メスは卵嚢を巣網内に保持します。1匹のメスが3~8個の卵嚢をつくり、1卵嚢中の卵は50~200個です。
特徴	メス成体は体長7~10mm、オス成体の体長は3~4mmで、メスの若齢個体やオスは、体色は淡く腹部に複雑な斑紋があり、在来種(オオヒメグモや他のヒメグモ類)との区別がつきにくくなっています。 (見分け方):メスの腹部背面は、赤い斑紋が目立つ独特の色彩をしており簡単に同定できます。
被害状況	いわゆる毒グモで、咬まれると患部が痛みを伴って腫れます。現時点では深刻な人的被害の報告はありませんが、本種に咬まれると成人でも体質によっては重篤な症状に至る可能性もあり、特に幼児や高齢者は注意が必要です。
防除対策	発見した場合は保健所へ通報します。クモそのものは市販のピレスロイド系殺虫剤で駆除できますが、卵嚢の卵や子グモへの効果は薄いため、つぶして殺すことが確実です。卵嚢内で子グモが孵化している場合があるので、子グモを分散させないように注意します。また、建造物等の隙間に入り込み発見できないこともあるので、生息が確認された場所では、定期的な追跡確認を行う必要があります。
注意事項	強い毒があるため、直接手で触れてはいけません。

(監修者) 吉安裕

アレチウリ

分 類 : 双子葉植物離弁花類、ウリ科
 学 名 : *Scios angulatus*
 英 名 : *Sicyos angulatus* burr cucumber、
 Star-cucumber
 原産地 : 北米
 侵入経緯 : 種子が入りに紛れ込むなどして侵入

生育確認市町村 : (平成20年3月時点)

福知山市、綾部市、亀岡市、長岡京市、
 八幡市、城陽市、京田辺市、木津川市、
 精華町



生 態	大型のツル植物で1年草です。草地を覆い、木に登り(10m以上)、旺盛に繁茂します。荒地、河川敷、路傍などに多く生育します。葉や茎は著しくざらつき、果実に長い棘が密生しています。
特 徴	(見分け方) : 在来のツル植物に似たものはなく、大群落をつくっていれば本種と判断して大丈夫です。果実には刺がたくさん付いていて、機雷のように見えます。
被害状況	草地や樹木の上に覆いかぶさり駆逐しながら生育するため、在来の植生に大きな影響を与えます。
防除対策	1年性草本のため、花期に刈りとり、種子を結実させないようにします。
注意事項	放棄された畑など、窒素分に富む土地では急速に成長します。

(監修者) 光田重幸・津軽俊介

オオカワヂシャ

分類 : 双子葉植物合弁花類、ゴマノハグサ科
 学名 : *Veronica anagallis-aquatica*
 英名 : Water Speedwell、Blue Water Speedwell
 別名 : オオカワジサ
 原産地 : ヨーロッパ・アジア北部
 侵入経緯 : 不明

生育確認市町村 : (平成20年3月時点)

宮津市、舞鶴市、京都市、亀岡市、京田辺市、八幡市、木津川市、大山崎町、笠置町



写真提供 : 中村俊之

生態	大小の河川の岸边、畦、埋め立て地の湿地などに生える二年性草本です。草丈は30-100 cmです。初夏から盛夏にかけて、淡青紫色の花を咲かせます。花びらには紫色の筋が目立ちます。
特徴	(見分け方) : 在来のカワヂシャによく似ていますが、葉には大きくてはっきりした鋸歯があり、オオカワヂシャの鋸歯は細く突起状です。花は大きく花びらに紫色の筋が目立ちます。オオカワヂシャは果実の長さおよそ4mm、カワヂシャの果実は2.5mmほどです。また果実には、オオカワヂシャでは2-3mm、カワヂシャでは1-1.5mmほどの花柱が残っています。
被害状況	河川などの水辺の植物に悪影響を及ぼします。本種とよく似た在来種のカワヂシャは近年減少傾向にあるとされています。在来種とのカワヂシャと交雑しますので、遺伝子の多様性を攪乱する可能性があります。
防除対策	多年草ではないため、結実前に草刈りを行って、次世代が育たないような対策を行う必要があります。
注意事項	在来の「カワヂシャ」と間違えられることが多く、注意が必要です。

(監修者) 光田重幸・津軽俊介

オオキンケイギク

分類：双子葉植物合弁花類キク科
 学名：*Coreopsis lanceolata*
 英名：Lance-leaved coreopsis
 原産地：北米
 別名：コレオプシス
 侵入経緯：観賞用として国内に導入

生育確認市町村：（平成20年3月時点）

綾部市、亀岡市、京田辺市、木津川市、精華町



写真提供（3枚とも）：中村俊之

参考写真：ハルシャギク

生態	キク科の多年性草本です。河川の土手や河原を中心に生息しています。しばしば群生し、大群落が見られます。荒地に強く、河原での繁殖が目立ちます。
特徴	黄色が目立つ花が咲き、花季には識別は容易です。 （見分け方）： ハルシャギク（稀に逸出・帰化）と似ていますが、この舌状花基部には赤く染まる黄色一色のオオキンケイギクとは区別できます。
被害状況	群生した場合は他の植物に悪影響を及ぼします。特に、河原で繁殖した場合には、カワラナデシコなどの河川敷に多い植物の生息を脅かします。
防除対策	群生地では開花期に刈り取ります。河原や道路法面では、定期的な草刈りを行います。
注意事項	防除する際には、花が美しく目立つため、一般の方から、外来生物と知らずにクレームがつくことも考えられ、駆除に対しては説明が必要となることも予想されます。

（監修者） 光田重幸・津軽俊介

オオフサモ

分 類 : 双子葉植物離弁花類、
アリノトウグサ科

学 名 : *Myriophyllum brasilense*

英 名 : Parrot feather

別 名 : スマフサモ、ヌマフサモ、パロット
フェザー

原産地 : 南米

侵入経緯 : 観賞用として国内に導入

生育確認市町村 : (平成20年3月時点)

京丹後市、八幡市、舞鶴市、福知山市、綾部
市、久御山町、井手町、精華町



生 態	池、河川、水路などの水辺に生える多年性草本で、よく群生します。茎は水中を延び、節から水上茎を伸ばします。葉は羽状で、白緑色です。日本には雌株系統のみが帰化しています。
特 徴	(見分け方) : 在来種のスサモは雌雄同株で、オオフサモより茎が細かくなっています。オオフサモは日本では雌株のみが知られています。
被害状況	水面に広がって生育するため、水辺の他の植物に大きな影響を及ぼします。
防除対策	多年生草本のため、継続的に個体を除去し、個体数の低下を図っていく必要があります。具体的には定期的な抜き取りを行い管理することが必要です。

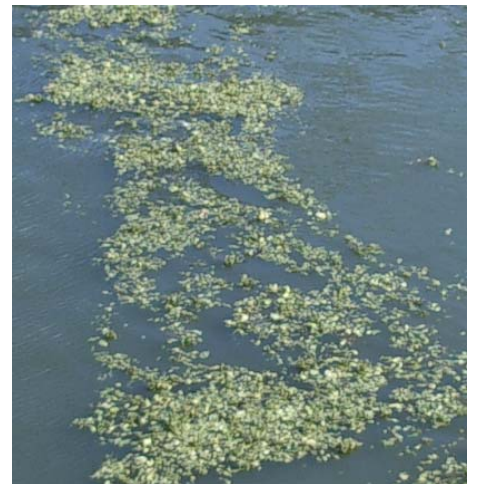
(監修者) 光田重幸・津軽俊介

ボタンウキクサ

分類：単子葉植物、サトイモ科
 学名：*Pistia stratiotes* var. *cuneata*
 英名：Water Lettuce
 別名：ウォーターレタス
 原産地：南アフリカ
 侵入経緯：鑑賞・園芸用として国内に導入

生育確認市町村：（平成20年3月時点）

京都市、宇治市、八幡市、亀岡市



生態	浮遊性の植物で、水面に浮かんで生活します。葉はロゼット状に広がり、その間から走出枝を出し、先端に苗を生じて増えます。葉にはビロード状の手触りがあります。 常緑で、暖地では越冬して旺盛な繁殖力を示します。
特徴	水面を覆い尽くすように群生し、遠くからでも黄緑色の色彩が目立ちます。 (見分け方)：水面を浮遊する植物で他に似たものではありません。
被害状況	京都府では群れが小規模ですが、今後、爆発的な増殖の可能性があり注意が必要です。大発生すると、水路の閉塞、水中に日光が届かなくなるため生態系に影響を及ぼす、景観上の悪化をもたらすなど、多方面の被害が生じます。
防除対策	爆発的に殖えるため、発見次第、すぐに除去して乾燥させることが必要です。
注意事項	大発生すると、大型機械を使っても除去しきれないほど増殖します。

(監修者) 光田重幸・津軽俊介

3 重点的な被害防止対策—アライグマ・ヌートリア—

特定外来生物の中でもアライグマ、ヌートリアによる被害は近年特に増加しています。これらの個体数の拡大を抑え、被害を未然に防ぐためには、重点的な対策が必要です。

3.1 アライグマ

3.1.1 基礎情報

(1) 国内(府内)への移入及び定着の経緯

本種の国内への移入は、昭和37年(1962年)に愛知県犬山市の動物園飼育個体が野外に逃亡(12頭)したことに始まります。

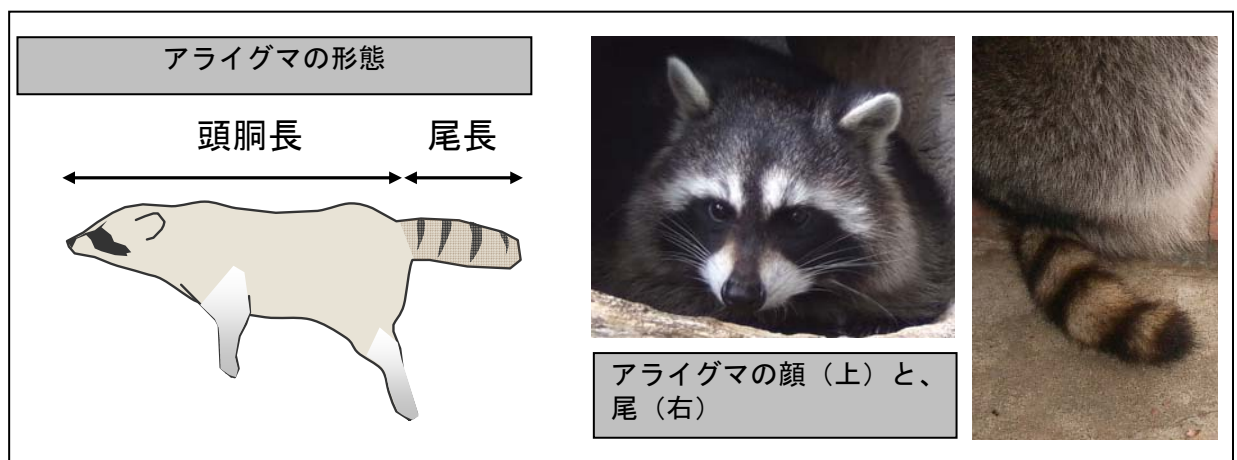
1977年にはアライグマを題材にしたテレビアニメによってペットとしての人気が高まり、多くの個体が輸入されました。この頃から飼いきれなくなって野外に放されたり、飼育檻から逃亡したりするケースが続出し、各地で野外への定着が進みました。

人間の生活圏を積極的に利用して定着するのが特徴です。本種は民家周辺から河川沿いまでの様々な環境に生息地を拡大し、現在では42都道府県で生息情報があるといわれています。京都府内でも、全市町村で生息情報があります。



(2) 形態的特徴

- ・ 頭胴長は40～70cmで、体重は4～10kgで、毛色は灰色～明るい赤褐色です。
- ・ 尾には5～10本の黒い輪があり、ふさふさしています。
- ・ 灰白色の顔に両眼を覆うような黒い帯が目立ちます。
- ・ タヌキやアナグマと誤認されることもありますが、ふさふさした尾の形状と縞模様で区別できます。



(3) 生態及び生息環境

- ・ 夜行性で、森林や湿地帯から市街地まで多様な環境に生息しますが、一般的には水域に近い場所を好みます。
- ・ 近年、住宅地や林縁部に多く生息し、住宅の屋根裏、納屋等を営巣場所としている例が多くみられます。
- ・ 食性は雑食性で、昆虫類、魚類、小動物全般から果実・野菜・穀類まで食性の幅は広いといわれています。
- ・ 寿命は、野生では5年程度、飼育下では13～16年で、天敵は知られていません。

(4) 繁殖生態

- ・ 出産期は春で、一度に出産する数は通常3～6頭ですが、流産や出産初期に仔が死亡した場合は、再度出産することもあります。
- ・ 妊娠期間は約2ヶ月、子どもは生後1～2年で成熟します。春～秋にかけては、当歳仔が雌(母親)とともに行動するといわれています。

(5) 行動特性

- ・ 幼獣のうちは人間になついてかわいいですが、成獣になると気が荒く凶暴になり、力も強くなります。
- ・ 学習能力が高く、手先が器用です。
- ・ 捕獲罠にかかった個体は気が荒くなるので、取り扱いには注意が必要です。

(6) 特徴的な痕跡

アライグマは指が長く、足跡には5本指の跡がつき、条件が良ければ指の先端に比較的短い爪跡が残ります。前足の長さは約5.5cmで幅は約6.0cm、後足の長さは約6.5～8.0cmで幅は約5.0～6.5cmです。

- ・ 足跡には5本の指が目立ち、幅広い印象を受けます。
- ・ 柱や板に登る際には、爪あとがつきます。

アライグマの痕跡



アライグマの足跡



アライグマの爪あと

3.1.2 生息情報

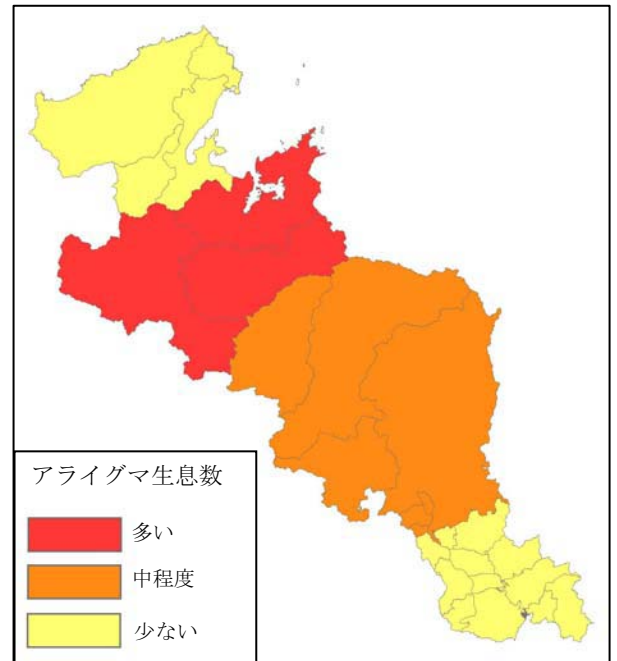
アライグマの生息情報は、府内全ての市町村から得られています。

広い範囲に分布しているため、被害の拡大と、さらなる分布域の拡大、生息数の増大が懸念される状況です。

出典：

平成 18 年度自然環境保全基礎調査 種の多様性調査(アライグマ生息情報収集業務)生息情報収集アンケートによるアライグマ全国分布図：京都府(速報版)(環境省自然環境局 西部ツタ保養性センター)

京都府内における捕獲実績(京都府調べ)

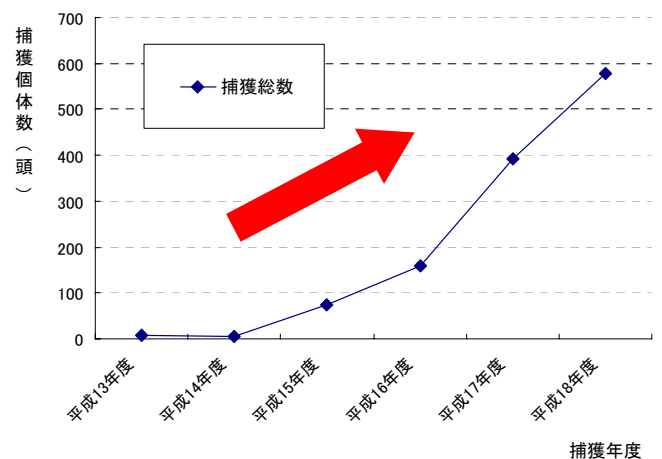


3.1.3 捕獲状況

(1) 捕獲数の推移

平成 13 年度から平成 18 年度までの府内でのアライグマ捕獲数の推移を右図に示します。

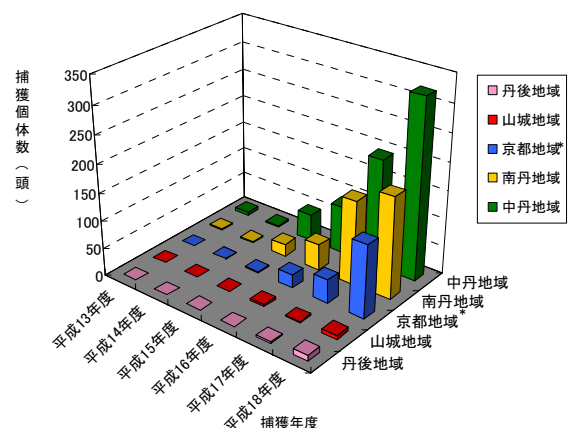
アライグマは主に有害鳥獣として捕獲されており、繁殖力が旺盛で、日本には天敵がいいため個体数が激増していると考えられます。捕獲数は平成 15 年頃から急激に増加し、平成 18 年度の総捕獲数は、府内で 577 頭でした。



(2) 地区別捕獲数

平成 13 年度から平成 18 年度までの府内での地区別アライグマ捕獲数の推移を右図に示します。

アライグマの捕獲数は、中丹地域、南丹地域で特に多く、近年急激に増加しています。



※京都地域には乙訓地域(向日市、長岡京市、大山崎町)を含む。

出典：京都府林業統計

3.1.4 被害状況

府内での被害は生息分布域として知られている各地で確認されています。

■農作物等の被害

- ・ スイカ、トウモロコシ、ブドウなど農作物や果実、養魚場の魚等を食害します。
- ・ 京都府内では、近年水稻や野菜を中心に年間約500万円の農業被害が発生しています。

■生態系への影響

- ・ 湿地の両生類や虫類、鳥類の卵を食べるため、在来の生態系への影響が懸念されます。

■人体への影響

- ・ 近年はアライグマ回虫症など感染症を媒介することが知られています。
- ・ 人家や社寺に侵入して巣を作り繁殖します。この際、屋根裏などがふんで汚染されます。



アライグマの屋根裏への侵入痕跡

3.1.5 自衛策

(1) 早期発見

- ・ 地域で目撃情報の収集・把握に努めるなど、地域ぐるみで被害予防に取り組むことにより、被害の事前回避、軽減が可能です。

(2) 誘引条件の排除（生ゴミ、廃果、未収穫物）

- ・ 一見かわいい、珍しいからといって、えさを与えてはいけません。
- ・ えさとなるものを放置してはいけません。えさを与えているのと同じになります。
- ・ 犬や猫などペットのえさの食べ残しを放置してはいけません。
- ・ ゴミ集積場では、ネットをかけ、ゴミ出し時間を厳守します（特に夜間に出してはいけません）。
- ・ 農作物は収穫時期に達したら早めに収穫します。
- ・ 農地での廃果や生ゴミ（収穫残渣）は放置せず、持ち帰って廃棄するようにします。
- ・ 被害が一度発生すると常習化し、被害箇所を中心に新たな被害地拡大のおそれがあるため、注意が必要です。
- ・ お墓のお供えもの、ハイキングやバーベキューでの生ゴミなどは持ち帰ります。



アライグマのえさになります。

祠のお供えものの例

(3) 収穫時期の集中的対策

- ・ アライグマはトウモロコシやスイカなど甘みのある作物を好み、主に収穫期に食害します。
- ・ アライグマによる農業被害は、収穫時期の少し前から収穫が終わるまでの短期間に集中して対策を行うことで、効果的に防ぐことができます。

(4) 柵の設置

a) 電気柵

- ・ 電気ショックによる忌避効果のある電気柵が最も有効です。
- ・ 電気柵は、周囲の安全に十分注意して設置します。電線がたるみ雑草と接触すると漏電で効果が低下します。
- ・ 架線は地面から約 10 c m 間隔で 3～4 本が目安です。

b) 網囲い・トタン囲い

- ・ アライグマが飛び上がっても手が届かないよう、柵の高さは 1.5m 以上にします。網を使った場合、アライグマは柵を登ることができるので、上面にも網を張ります。すそは、アライグマが潜り込まないように、重いものでしっかりと押さえます。トタンであれば、接地面を 20～30 c m 程度埋めると下からの潜り込みを防げます。

c) その他

- ・ アライグマは池のコイや養殖魚を補食しますので、池を細かい金網で覆います。アライグマは手先が器用なので、金網が外されないよう、しっかりと固定する必要があります。
- ・ 果樹被害を防ぐには、根際に有刺鉄線やネズミ返し、トタンを巻き付けることも有効です。



(5) 営巣場所・隠れ場所の排除

- ・ 廃屋、空き家等はアライグマの営巣場所となるため、そのような条件をつくらないようにします。
- ・ 耕作地や民家の周囲の見通しを良くし、隠れ場所をなくします。
- ・ 侵入ルートとなる田畑周辺の草地は刈り取り、営巣の可能性の高い廃小屋などの構造物は取り除きます。
- ・ 侵入を確認した場合、室内用の殺虫剤を吹き込み、追い出します。床下や土台の換気口から侵入するおそれがあるため、定期的な点検・修理が必要です。



アライグマが侵入した祠の例

3.1.6 捕獲方法

アライグマの駆除は、中型ほ乳類用の捕獲器を用いた捕獲により実施します。

なお、捕獲は外来生物法の防除計画に基づいて実施するか、鳥獣保護法の許可を受けて行う必要があります。

(1) 捕獲器の設置場所

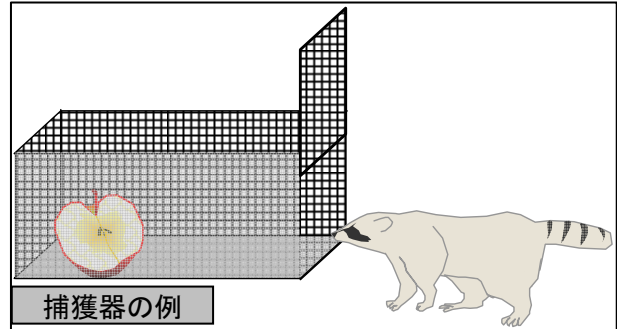
- ・ 人が利用している山道やU字側溝などを利用して移動することが多いため、アライグマの侵入経路上に捕獲器を仕掛けるようにします。
- ・ 足跡、ふん、食痕などのフィールドサインを探してアライグマの移動経路に捕獲器を設置すると効果的です。

(2) 誘引えさ

- ・ 誘引えさとしては、甘い菓子、トウモロコシ、果物、パンなどを使用します。
- ・ 魚や魚介類など、ネコが好む食品の使用は避けます（錯誤捕獲の原因となります）。
- ・ 捕獲器設置直前にえさを少しまいて、えさを食べにくることを確認後、翌日設置すると高い捕獲効率が期待できます。

(3) 取り逃がしの防止

- ・ アライグマは手先が器用なので、ふたを持ち上げて逃げる可能性があるため、ふたに返しをつけて開かないようにします。
- ・ 非常に力が強く金網に穴を開けることもあるので、できるだけ丈夫な捕獲器を使用するようにします。



(4) 捕獲器の設置期間

- ・ 設置期間は、1～2ヶ月程度が目安です。

3.1.7 防除実施計画

野外に生息するアライグマを放置しておくとも分布を拡大しながら様々な被害を及ぼすおそれがあります。外来生物法では、特定外来生物が被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある時には、必要に応じて防除を実施することとされています。

防除を行うときは、主務大臣（アライグマの場合は環境大臣と農林水産大臣）に防除の確認（国及び地方公共団体以外の者が防除を受ける場合は認定）を受ける必要があります。防除の確認を受けるときには、防除実施計画書を作成し、主務大臣あてに申請する必要があります（環境省近畿事務所及び農林水産省近畿農政局に申請）。以下に防除実施計画書に記載する項目と考え方について説明します。

京都府内では、長岡京市、京都市、亀岡市でアライグマの防除計画が策定されています。

○防除実施計画書に記載する項目及び考え方

1 特定外来生物の種類

防除対象となる種名と学名（アライグマ：プロキユオン・ロトル）を記載します。

2 防除を行う区域

防除を行う区域を記載します（縮尺5万分の1程度の図面を添付）。なお、計画的な防除はアライグマが広範囲に蔓延し、被害を及ぼしている（恐れがある）場合に行われるため、被害低減に向け機動的に対応するには市町全域を区域とすることが望ましいです。

（参考）府内で計画が策定されている3例ともに全市域が防除区域です。

3 防除を行う期間

防除を行う期間を記載します。普通3～5年間程度です。

（参考）長岡京市：平成18年5月24日から平成23年3月31日まで
 京都市：平成19年4月1日から平成23年3月31日まで
 亀岡市：平成19年9月13日から平成23年3月31日まで

4 防除の目標

本計画の防除区域内における最終的な目標を記載します。アライグマ被害が軽微な場合と、甚大な場合で目標は異なりますが、「地域からの排除」若しくは、「被害の低減、個体数の減少」を目標とします。

(参考)

新たな定着又は生息域の拡大をふせぎ、最終的には防除を行う区域から完全排除することを目標とするが、当面の目標としては防除区域における被害の低減を図ることとする。

5 防除の方法

防除を行う際の方法や留意事項について個別に記載します。

(1) 調査

防除区域内の生息状況調査の結果を記載します。

(参考)

防除を行う区域において捕獲実績や被害状況により、対象となる特定外来生物の生息分布等を把握したところ別添のとおりであった。今後防除の実施と平行して詳細な生息状況及び被害状況の調査を行い、効率的な防除を進める。

(2) 捕獲の方法

捕獲器具（わなを使用するなど）や捕獲従事者、捕獲した場合の対応方法について記載します。

(参考)

被害があった地域で捕獲要請があったところを中心に捕獲用箱わなを設置し捕獲を実施する。その方法は次のとおりである。

- ・ 捕獲に従事するものは特定外来生物防除計画の捕獲従事者として届け出る別紙名簿のとおりとする。
- ・ 従事者は餌を入れた箱わなを設置し監視する。対象わなでアライグマが捕獲された場合は、速やかに市役所内に設置する一時保管所へ移送する。その後、安楽死処理する所定の動物病院などへ移送して安楽死処置後その死亡個体を処分する。

(3) 捕獲の際の留意事項

捕獲時の留意事項（鳥獣保護法との関係や捕獲器具に関すること）を記載します。

(参考)

捕獲の際は次の事項に留意して行う。

- ・ 錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じ、事前に関係地域住民等に周知を図るとともに、本法に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をする。
- ・ 防除に使用する捕獲器具には器具ごとに本法に基づく防除のための捕獲であることを証明するため、防除実施者の住所・氏名・連絡先等を記載した標識等を捕獲用ワナに装着する。
- ・ 鳥獣保護法の第2条第5項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲にあたっては、同法の第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に行う。
- ・ 捕獲用箱ワナに餌を入れて捕獲を行う場合は、他の鳥獣を誘引し、結果として捕獲業務の円滑な進行を妨げることのないよう適切におこなう。
- ・ 鳥獣保護法の第12条第1項又は第2項で禁止・制限された捕獲は行わない。（保護鳥獣の捕獲等はしない）

(4) 捕獲した個体の処分方法

捕獲された個体を何処でどのように処分するのかを記載します（飼育か殺処分か）。処分する場所への運搬方法についても記載します。

(参考)

捕獲した個体はすべて処分場所（指定動物病院等）へ搬送し、できるかぎり苦痛を与えない方法（麻酔薬大量投与による安楽死）により殺処分する。

なお、捕獲して殺処分した後の個体は原則として焼却処分するが、学術研究等のために必要と認められる目的で学術機関等から譲り受ける旨の目的で要請があった場合は、譲り渡すものとする。

(5) モニタリング

防除の効果を点検するためのモニタリング実施方法を記載します。

(参考)

防除の実施と並行して従事者による生息状況の観察と被害状況にかかる地域住民からのヒアリングにより、防除の効果を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するように努める。

6 普及啓発

防除実施に対する市民への普及方法について記載します。

(参考)

府と連携して、講習会の開催やパンフレットの活用などにより、住民、農業者等に対しいグマの生態等の基礎的知識、被害予防対策等の普及啓発に努める。

また、防除実施内容については広報誌やホームページへの掲載を行う。

3.2 ニートリア

3.2.1 基礎情報

(1) 国内(府内)への移入及び定着の経緯

本種は南アメリカ原産種ですが、明治 38 年(1905 年)に上野動物園へ初めて輸入され、昭和 14 年(1939 年)～昭和 24 年(1949 年)まで軍服用などの毛皮獣として、各地で盛んに養殖されました。しかし、終戦とともに需要が減少し、養殖場は相次いで閉鎖されました。その当時養殖されていたものは野外に放逐され、主に西日本に定着しました。京都府内では北中部を中心に生息が確認されており、近年目撃例が増えています。



(2) 形態的特徴

- ・ 眼や耳は小さく大きなドブネズミのような体つきです。
- ・ 前・後足ともに鋭い爪があり、後足は前足より長く水かきがあります。
- ・ 頭胴長は成獣で雌雄とも 50～70cm、尾長は 35～50cm です。
- ・ 体重は成獣で雌雄とも平均で 4～5kg 程度です。
- ・ 毛色は灰褐色で、尾は扁平でなく円筒状で長く、黒くて毛がありません。



(3) 生態及び生息環境

- ・ 本来は夜行性ですが、昼間でもえさを食べているところがよく観察されます。
- ・ 主に水辺の植物の葉、茎、地下茎等を食べます。
- ・ 池沼や河川の中・下流域の流れが緩やかな場所の周辺に巣穴を作り繁殖します。
- ・ 天敵は知られていません。

(4) 繁殖生態

- ・ 特定の繁殖期はありません。
- ・ 年に 2～3 回出産し、産仔数は 1 回あたり 2～6 頭と繁殖力はおう盛です。
- ・ 妊娠期間は約 130 日で仔は生後 6～7 ヶ月で成熟します。生後 6 ヶ月程度は母子で行動をともにするといわれています。

(5) 行動特性

- ・ 泳ぎが得意で、水面を泳いでいる姿をよく見かけます。5 分程度の潜水が可能です。
- ・ 陸上では主に水際を移動し、水辺を離れての行動範囲はあまり広くないといわれています。



(6) 特徴的な痕跡

ヌートリアの前足の長さは約 6.0cm で幅は約 5.0cm、後足の長さは約 12~15cm で幅は約 7.0~8.0cm です。後足の第 2~5 指の間には発達した水かきがあります。

- ・ 前足跡は 4 本の指が目立ち、後足跡は柔らかい泥地では爪とともに水かきの跡が残ります。
- ・ ふんの長さは 3~4cm 程度で、形はウインナーソーセージ状、色は緑色から黒褐色です。
- ・ 繁殖や休息、避難の場所として土手などに直径 20~30cm、奥行き 1~6m の枝分かれしたトンネル状の巣穴を掘ります。



ヌートリアの足跡



ヌートリアの後足



ヌートリアのふん

ヌートリアの痕跡

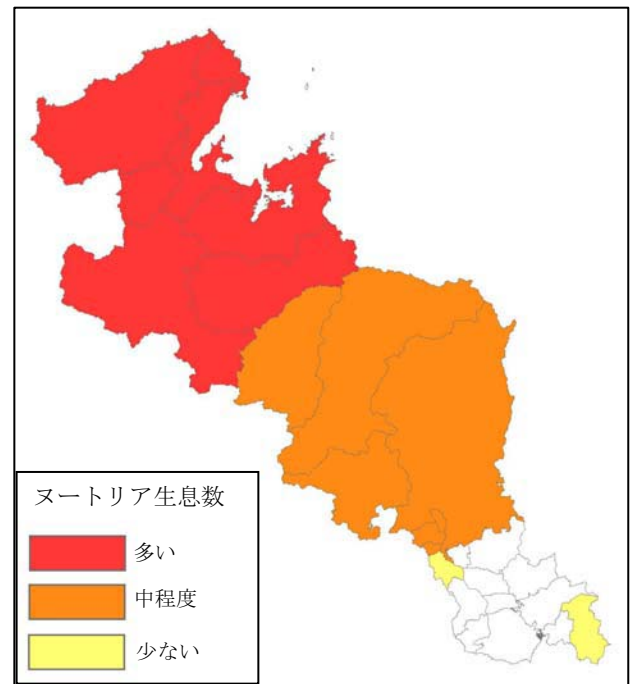
3.2.2 生息情報

ヌートリアについては、以下の市町村で生息が確認されています。

- ・ 丹後地域：京丹後市、宮津市、伊根町、与謝野町
- ・ 中丹地域：舞鶴市、福知山市、綾部市
- ・ 南丹地域：南丹市、亀岡市、京丹波町
- ・ 京都地域：京都市

なお、山城地域の八幡市、南山城村では、目撃情報が得られています。

出典：
京都府内における捕獲実績
(一部目撃情報を含む、京都府調べ)

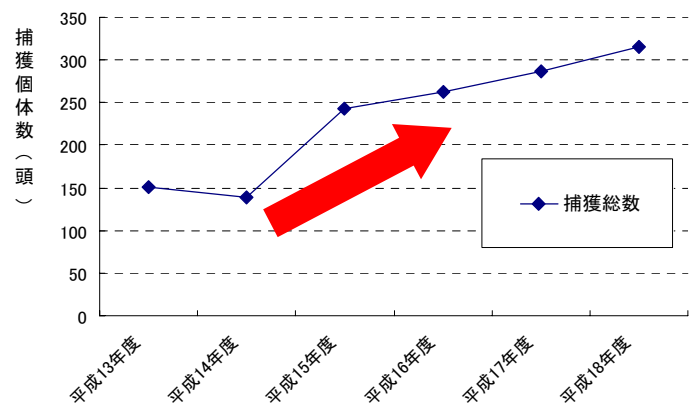


3.2.3 捕獲状況

(1) 捕獲数の推移

平成13年度から平成18年度までの府内でのヌートリア捕獲数の推移を右図に示します。

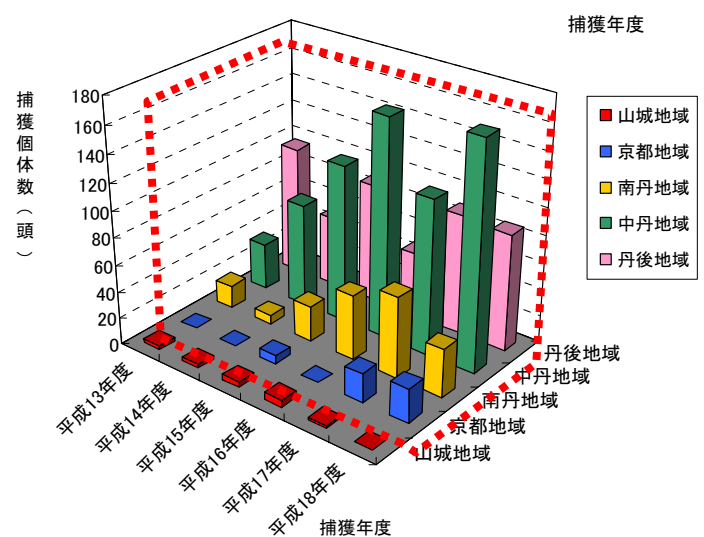
ヌートリアは主に有害鳥獣として捕獲されており、捕獲数は平成15年から増加傾向が続いています。平成18年度の総捕獲数は、府内で316頭でした。



(2) 地区別捕獲数

平成13年度から平成18年度までの府内での地区別ヌートリア捕獲数の推移を右図に示します。

ヌートリアの捕獲数は、地区ごとに年度によって増減しますが、丹後地域、中丹地域で多くなっています。



※京都地域には乙訓地域（向日市、長岡京市、大山崎町）を含む。

出典：京都府林業統計

3.2.4 被害状況

府内での被害は生息分布域として知られている各地で確認されています。

■農作物等の被害

- ・ イネをはじめとする水辺の農作物を食害します。
- ・ 水稻の被害が多く、水田では畦の破壊による漏水もおきます。
- ・ ニンジン、サツマイモ、キャベツなど、様々な野菜も被害を受けます。
- ・ 京都府内では、近年水稻や野菜を中心に年間約 1,000 万円の農業被害が発生しています。

■生態系への影響

- ・ 在来の水生植物や二枚貝を採食するため、タナゴ類をはじめとする魚類など、在来の生態系への影響が懸念されます。



ヌートリアにより食害を受けたと考えられるミクリ（稀少植物）



ヌートリアにより食害を受けたと考えられるヨシ（水辺の代表植物）

写真提供（2枚とも）：西川博章

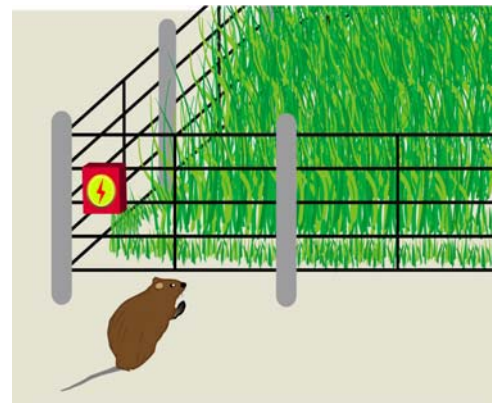
3.2.5 自衛策

（1）誘引条件の排除（生ゴミ、未収穫物）

- ・ ヌートリアのえさとなるものを放置してはいけません。えさを与えているのと同じになります。
- ・ 農作物は収穫時期に達したら早めに収穫します。
- ・ ヌートリアは水辺を活動範囲としますので、水辺の周囲にえさとなるものを放置しないことが大切です。

（2）柵の設置

- ・ 電気ショックを与える電気柵の設置が有効です。
- ・ 電気柵は、周囲の安全に十分注意して設置します。電線がたるみ雑草と接触すると漏電して効果が低下します。
- ・ トタンやネットで柵をする場合、1 m程度の高さで耕作地を囲います。ヌートリアは柵の下に穴を掘って侵入することもあるので、柵の接地面に波板等を30 cm程度埋めると侵入しにくくなります。
- ・ 柵の周囲に本種の好まないネギ・ニラ・ピーマン等を畑の周りに植えると忌避効果があります。



(3) 営巣場所・隠れ場所の排除

- ・ 耕作放棄地(ヨシ原など)はヌートリアの営巣場所となるため、そのような条件をつくらないようにします。
- ・ 水田周囲の見通しを良くし、隠れ場所をなくします。

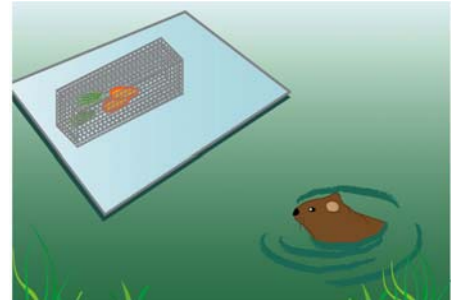
3.2.6 捕獲方法

ヌートリアの捕獲は、中型ほ乳類用の捕獲器を用いて行います。

なお、捕獲は外来生物法の防除計画に基づいて実施するか、鳥獣保護法の許可を受けて行う必要があります。

(1) 捕獲器の設置場所と方法

- ・ 捕獲の効率が高い場所は、巣穴の前、ヌートリアが休んだり採食したりしているのを目撃する休憩場、上陸場です。1m四方以上のイカダで人工的に休憩場を作り出すのも効果的です。
- ・ ニュートリアは水辺から離れるのを極端に嫌うため、捕獲器はできるだけ水際に仕掛けるようにします。入り口は水辺側に向けるか、ヌートリアの進行方向を考えて決めるのがよいでしょう。



(2) 誘引えさ

- ・ 誘引えさとしてはニンジンやサツマイモがよく使われます。捕獲器の周りにえさをまくと、捕獲器に誘い込むのに効果があります。

(3) 捕獲器の設置期間

- ・ 捕獲器の設置期間は、1週間程度が目安です。

3.3 捕獲にあたっての留意事項

3.3.1 法律上の留意事項

(1) 捕獲及び運搬について

- ・ 捕獲については外来生物法若しくは鳥獣保護法に基づいて行わなくてはなりません。
- ・ アライグマ、ヌートリアともに外来生物法の特定外来生物に指定されていますので、捕獲後に放獣や移動したりすることは禁止されています。
- ・ 生きた個体の運搬にあたっては、外来生物法に基づく手続きが必要です。

(2) 捕獲の従事者について

- ・ アライグマやヌートリアの捕獲には狩猟免許が必要です。
- ・ ただし、特定外来生物の防除計画を策定すると、狩猟免許がなくても、捕獲のための講習を受ければ、捕獲ができるようになります。

3.3.2 技術上の留意事項

- ・ 捕獲用の罟を設置したら、毎日1回から少なくとも数日に1回は巡回するようにしてください。他の動物(野良犬、野良猫、カラス、イタチなど)を間違えて捕獲してしまう誤捕獲が起こることがありますので、えさや設置場所には十分留意が必要です。
- ・ 捕獲器や捕獲した動物の取り扱い時には、けがや衛生管理に十分気をつけて下さい。

4 担当部署等連絡先

4.1 京都府担当連絡先

担当内容	担当課名	電話番号
外来生物全般に関すること	文化環境部 自然環境保全課	075-414-4706
有害鳥獣に関すること	農林水産部 森林保全課	075-414-5022
生活害虫（セアカゴケグモ）に関すること	健康福祉部 生活衛生課	075-414-4757

4.2 市町村連絡先（平成20年4月時点）

市町村名	担当課名	電話番号
京都市	文化市民局市民生活部地域づくり推進課(市民生活被害)	075-222-3049
	産業観光局農林振興室林業振興課(農林業被害)	075-222-3346
向日市	市民生活部環境政策課	075-931-1111(代表)
長岡京市	環境経済部環境政策推進課	075-955-9685
大山崎町	経済環境室	075-956-2101
宇治市	市民環境部環境企画課・農林茶業課	0774-22-3141(代表)
城陽市	総務経済環境部環境課	0774-56-4061
	総務経済環境部産業活性化室	0774-56-4005
久御山町	産業課	075-631-9964
八幡市	環境経済部農政課	075-983-1111(代表)
京田辺市		
井手町	事業部産業課	0774-82-6168
宇治田原町	産業振興課	0774-88-6638
	保健医療課	0774-88-6635
木津川市	産業振興課	0774-75-1220
笠置町	建設産業課	0743-95-2301(代表)
和束町	農村振興課	0774-78-0078
精華町	事業部産業振興課	0774-95-1903
南山城村	産業生活課	07439-3-0101(代表)
亀岡市	農林整備課(アライグマ・ヌートリアのみ)	0771-25-5038
南丹市	農林整備課	0771-68-0012
京丹波町	産業振興課	0771-82-3808
綾部市	産業振興部農林課	0773-42-3280(代表)
福知山市	都市整備部都市計画課	0773-24-7052
舞鶴市	経済部農林課	0773-66-1023
宮津市	環境保健室・産業振興室	0772-22-2121(代表)
伊根町	住民生活課	0772-32-0504
	地域整備課	0772-32-0505
与謝野町	住民環境課	0772-44-2083
	農林課(アライグマ・ヌートリアのみ)	0772-43-2191
京丹後市	農林水産部農村調整課	0772-69-0410

4.3 環境省連絡先

環境省近畿地方環境事務所 野生生物課 電話番号 06-4792-0700（代表）

○京都府外来生物専門委員会

(敬称略、平成20年3月1日現在)

座長：村上 興正	同志社大学工学研究科 嘱託講師
須川 恒	龍谷大学非常勤講師
松井 正文	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
細谷 和海	近畿大学農学部水産学科教授
近藤 高貴	大阪教育大学教育学部教授
吉安 裕	京都府立大学農学部教授
竹門 康弘	京都大学防災研究所助教授
岩崎 敬二	奈良大学教養学部
光田 重幸	同志社大学理工学研究所助教授
津軽 俊介	大本花明山植物園長

○写真提供者 (50音順、敬称略)

大城明夫、小出哲哉、菅原隆博、中村俊之、西川博章

京都府外来生物対策マニュアル

平成20年3月発行

監修：京都府外来生物専門委員会

編集・発行：京都府企画環境部自然・環境保全室
(平成20年4月1日以降は文化環境部自然環境保全課)

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入ル

TEL:075-414-4706 FAX:075-414-4705

E-Mail:shizen-kankyo@pref.kyoto.lg.jp